

令和5年第5回安平町議会臨時会会議録

令和5年7月21日（金曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年7月21日（金曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員（1名）

議席番号

5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課参事 佐々木 智紀
産業振興課長 森池 和哉	建設課長 塩谷 慎嗣
建設課参事 伊藤 富美雄	健康福祉課長 阿部 充幸
健康福祉課参事 小坂橋 憲仁	水道課長 蟹谷 光宏
水道課参事 谷村 英俊	総合支所長 大窪 好己
商工観光課長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		行政報告
日程第4	議案第1号	安平町固定資産評価員の選任の同意について
日程第5	議案第2号	令和5年度安平町一般会計補正予算(第3号)について

○ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 会議録署名議員

議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	小笠原 直 治
6番	工 藤 隆 男

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。第5回臨時会をご案内しましたところ議員各位並びに説明員の皆様方ご出席いただきましてご苦労様です。7月になりまして私の経験上でも異常な高温多湿の時期が続いています。農業者の友人がこの時期に水田の穂が出始めたということは自分の経験上例がないので先が心配ですとのお話を聞いています。皆様方もそれからコロナもまだ収束していません。私の関係する高齢者施設も月曜日から罹患者が利用者の中、それから支援員の中で罹患者が広がりまして今休園、休んでいる状況です。各位におかれましてもコロナ対応を怠りなく健康に留意されますことをお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

会議の前に報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありますので報告致します。

また、7月の人事異動によりまして税務住民課下出課長が会計課長となり、会計課菊地課長が税務住民課長に異動しておりますことをご報告致しますとともに、本日菊地課長は体調不良により欠席していますことを合わせて報告します。

それでは早速臨時会を開会します。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は11名です。定足数に達していますので、只今から令和5年第5回安平町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定によって

3番 小笠原 直治 議員
6番 工藤 隆男 議員 を指名致します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日限りと決定致しました。

◎ 日程第3 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第3、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 皆様おはようございます。令和5年第5回安平町議会臨時会の行政報告1件をさせていただきます。修繕代金返還請求事件に係る訴訟についてです。被告を安平町、町長及川秀一郎として、はやきた子ども園の床増張替え工事これは床の張り替え工事ではありますが、において1. 安平町が学校法人リズム学園に対し374万円の支払いを請求すること、2つ目には訴訟費用は安平町の負担とすることとの内容の訴状及び呼出状が令和5年6月26日付けで札幌地方裁判所より当町へ送達されました。令和5年8

月4日午前10時より札幌地方裁判所において口頭弁論が開かれることから、町としては顧問弁護士である丸尾正美弁護士を訴訟代理人として原告の請求の棄却を求める事として対応して参りたいと考えております。以上、修繕代金返還請求事件に係る訴訟についてご報告致します。以上です。

○議長（多田政拓君） 町長の行政報告が終わりましたので行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第4 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、議案第1号安平町固定資産評価員の選任の同意についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町固定資産評価員の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和5年7月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

安平町固定資産評価員の選任しようとする者

菊 地 健

（提案理由）

安平町固定資産評価員として、上記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めため提案するものである。

それでは提案説明をさせていただきます。現固定資産評価員であります税務住民課長下出佳史氏が令和5年7月18日付けをもって異動となり、同日付けの人事異動で菊地健氏が税務住民課長として着任するため、同氏を安平町固定資産評価員に選任するものです。尚、住所、生年月日、職業、略歴については記載のとおりです。町長より補足説明があります。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 補足説明をさせていただきます。地方税法の規定に基づきまして固定資産を適正に評価し、且つ町長が行う価格の決定を補助するために固定資産評価員を設置していることはご案内のとおりです。現評価員の下出税務住民課長については本年7月18日付けをもって異動となり、その後任として同日付けで菊地健氏を税務住民課長として発令したところですので、同氏を固定資産評価委員として選任致したく提案するものです。菊地健氏は略歴にありますとおり税務経験もあり、長年地方行政に従事していますことから固定資産に関する豊富な知識を有し、その職責を全うするに相応しい方であると考えていますので、ご審議の上ご同意くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 人事に関しては町長の専決いわゆることでありますから、私たちがどうのこうのではなくて、私は危惧しているのは役職を変えた後しっかりと業務ができ得るのだろうかということをお心配しているのです。何らかの形の中で瞬間的に異動しただろうと推測はしますけれども、本当に替えたことによって、新しく場所に行った方がちゃんと仕事ができ得るのだろうかということをお考えた時に、私は人事権には介入はしたくありませんが、もう少し時間を掛けてしっかりとした総意の中から人事の決断をすべきではなかったのかなと気がするのです。それはどうしてなのかということになると色々な場面が考えられますから、本当に新しい課でしっかりとやって

いけるのだろうかとか、色々な形の中で想定されることでありますから、それを踏まえていくなればしばらくの間しっかりとした様子を見た中で人事を発令していくべきではなかったのか。当面、兼務の中でやらせても良かったのような気がしています。これは私、議長答弁要りません。私の思いとしてはね、本当にどうなのかなど。人事権に対しての介入になりますから。介入ではなくて、そういうことも危惧されるのでそれらを踏まえながらやっていたのかなという思いを伝えただけです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 昨日、庁内会議の中でも若干説明をさせていただいたところですが。私もこれまで町長になってから例えば4月1日付け、10月1日付け、まあ1日付けをですね、やはりすることによって例えば様々な手続きもありますので、そういったところも配慮もしながら昨年度からは長期的に現時点においても来年の4月1日付けの人事異動案は既に出来上がっていますが、そういった長期的スパンの中で人員採用であったり、配置換えをしてきている。今回はご提案した菊地健氏については、経歴のとおり税務経験は長いということで、そのことについては適任であることは変わらないのですが、これまで勤務していた会計課において、なかなか今インボイスの届け出であったり手続きの納付書、領収書、そういったものが10月に迫ってきてなかなかそういったことの負担感であったり、また、これは議会にもこれからまた議会から要請のありました決算の資料づくりといったこともこれから取り組んでいくということで今調整をさせていただいていますが、そういったことも合わさって、それ以外にも色々あるのですが、今若干体調を壊しているということでした。会計課というのは昔でいう三役、収入役のポストであって、そこを長期間不在にするということではできない場所でもあります。そういったことも総合的に勘案しながら長期的なことはもともと視野に入っていましたので、そういったところを前倒しした中で7月18日付け、連休明けになります。そういったことの判断をさせていただいたところですので、答弁は要らないということでしたがその概要について説明だけさせていただいたところです。

○議長（多田政拓君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。
本件について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎ 日程第5 議案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第5、議案第2号令和5年度安平町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[田中副町長挙手]

○議長(多田政拓君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 議案第2号朗読

議案第2号

令和5年度安平町一般会計補正予算(第3号)について

令和5年度安平多様一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和5年7月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

訴訟経費の計上により、令和5年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧願います。

議案第2号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度安平町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出決算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,551,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年7月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町一般会計補正予算第3号について提案説明をします。今補正については先ほど町長が行政報告しました修理代金返還請求事件に掛かる訴訟費用223万5000円の補正となります。

それでは歳出から説明を致します。6ページをお開きください。2款総務費1項1目一般管理費は訴訟経費で、顧問弁護士にかかる着手金及び報酬金の計上です。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整によるものです。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億5128万3000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 確認なのですが、訴訟関係ですから結果が出ないと何も

はっきりしたことが言えないのはよくよく理解しているつもりです。ですが今回のこの支出については、結果によっては回復する見込みのある金額と考えていいのか。その対応策についてお聞きしたいと思います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 今回の訴訟経費に含まれる弁護士費用の関係ですが、先ほど副町長の方からも提案説明がありましたとおり、着手金と報酬金、報奨金に分かれます。着手金については今回一審ということで、それにかかる部分ですので、仮にこの後控訴あるいは上告ということになればその都度着手金がまた改めて必要になるということです。それと報奨金については、これはよく言われる成功報酬と言われるものですので、最終的に勝訴した場合に発生するということから、ここは最終段階でお支払いすると。万が一全面敗訴となるとこの報奨金については発生しないということです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほど行政報告のところで聞けばよかったのかなと思ったのですが、ここで223万5000円という勝訴した場合にかかる、後は着手金ということなのですが。どうしてこのようなことになってしまったのかとか、ご説明がご理解いただけなかったと理解をしているのですが、ここに至るまでの時間はどのぐらい掛かっているのかなと思ひまして、それを一度聞いてみたかったなと思うのですが。この案件に関わる部分も含めて、この方に関わる時間ですね。突然聞かれて想像するのはちょっと難しいとは思いますが、おおよそで結構ですので答えられる部分で答えていただければと思います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 今回の件に掛かった時間というのは、まさにこれは住民監査請求もいただいてその部分の期間もありますし、それ以前にホームページの中で彼が主張している部分に対して、町の担当にそのような説明が来た。こちらの資料は持ってきていませんので、大まかにということで相当

な時間を費やしているというところと、また、この訴状が6月に来て内容の、訴状の確認をするにも時間が掛かり、これはあくまでも主張に対して行うということで損害賠償法に基づく金額の請求ではありませんので、その算定基準の金額も不能という部分もありますものですから顧問弁護士にすべての対応を行っていたと。先ほど町長から説明がありましたとおり、この374万円を支払えるよう請求せよということと、弁護士費用というよりもその訴訟経費を被告に払わせるという形ですので、これらに対抗すべく形の中で弁護士費用。この弁護士費用の請求の基準というのが報酬金額の部分に、報酬規定にありまして、この金額の上限が800万ですので、その800万と請求金額である374万円を足すと1174万円が算定の基準となります。この算定基準から5%プラス9万円の67万7000円と成功報酬が基礎額1174万円の10%プラス18万という形で135万4000円が算定され、223万5000円の補正予算の計上となるということです。勝ち負けの部分について損害賠償法に基づく請求をされておられませんので、勝ち負けについてはあくまでもこの訴訟経費、裁判費用に掛かる部分という形でお互いに弁護士を呼べばそれは勝ち負け関係なく双方で支払っていくというのが本来の原則となっています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） どのぐらいの時間というのはなかなか表現しにくいのですが、今回そういった訴訟の6月26日以降で自分の控えの一部ですが7件から8件の色んな事務手続きであったり弁護士とのやり取りだったり、当初弁護士の丸尾先生のところまで訪問をして色々と相談もさせていただいたそういった時間を合わせていくと相当な何日という時間になってこようかと思えますし、当然それに関連する情報公開請求、これは法に基づいたものですが、そういったものも来ていますから。そういったところも含めていくと更に増えていくと。この案件以外でも私が町長になってから違う案件でも行政に対する様々な請求だったりそういったやり取りもしてきましたので、そこの時間というのは計り知れないと思っています。たまたま今回の案件というよりもずっと過去から様々なことで町にも請求が来たりメールが来たりその都度回答はしていますが、今回は町にということではなく裁判所の方に訴えを起こされたということですので、金額的に非常に大きなものですが、これは先ほど申し上げたようなルールに基づいたものですので、そういった意味での予算提案となっていますので、ご理解のほどよろしく願います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 住民訴訟や情報公開は住民の権利でありますので、それは当然だとは思いますが、今回町の方が勝訴した場合におきまして相手方に対して損害賠償請求のようなものをするのかどうかの確認と、それから相当な時間を取られてというか掛かっている部分をご理解をいただけないのか、ご理解はしていただいているのですが納得していただけていない部分を考えると、今後、以前から私色んな方から窓口対応とかの部分もあるので、例えば電話に録音機能を付けるとか、それから窓口にビデオの録画機能を付けるっていう部分も必要になってくるのではないかなと思いますので、その部分の考え方も教えていただきたいなと思います。

勝訴した場合の対応と、それからいわゆる一般的に言われるカスハラ対応みたいなものについての今後の対応はどうしていくのかなと。この2点でお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） まず1点目の部分ですが、訴訟において勝訴敗訴という部分の形ではまず原告からは374万円を請求せよということで金額が確定していませんので、勝訴敗訴という形よりもこちらの主張、意見が原告の主張、意見が通らなかったという形ですので、お手元にあるその資料に基づく1万3000円の訴訟経費、これが我々の町が払うのではなく原告が払うという形になりますので、そこの部分になってくると思います。先ほど説明したとおり弁護士費用は双方で頼んだ場合の部分で双方が払うもので、訴訟を起こされた起こされない、勝訴したからこれを払ってくれというようなことではありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

そして先ほど出たカスハラ、ハラスメント等の部分。電話機の対応等の部分がありますが、我々公務員は憲法の部分でも15条になっております全体の奉仕者で一部の奉仕者ではないという部分のところから先ほど言った職員を守っていかなければならない部分もありますので、それらの部分についてはご意見として伺っていただきたいと、そのような形の中で取り扱っていきます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 私の方は2番目の質問の関係で、先ほどの副町長の答弁で住民等からのハラスメント対策の関係ですが、これはこれまで町の方でも不当要求行為等に関する要綱というところで定めていまして、特に合併

以降は暴力的なそういう行為に対する対応措置というところで進めてきていました。最近特にカスハラということでお話があったとおり、暴力的な部分以外でも住民等によって不当要求行為が発生してきているという周りの全国的な流れもありまして、今年度に入りましてそういったものを庁舎内においてどういった対応が必要かというところを改めて庁舎内で検討させていただきまして、不当要求行為に対応したマニュアルを今回策定しまして、そういった中で組織として毅然とした態度で対応するというのを庁舎内で統一させて、職員全体で確認させていただいた中で今後マニュアルに基づいて対応をすることにしています。

そういった中で鳥越議員からご質問の、ご意見がありました録音また録画、こういった部分についてもそういう場で対応ができるように補正予算あるいは来年度の実施計画に計上して、そういった設備についても整備を図っていききたいという考えでおります。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 最後だと思いますが、確認なのですが。勝った負けたはないというのは理解できたのですが、今回町が負担する予算まで組んで負担するわけですね。それに対して裁判が終わったらどちらかが勝った負けたはなくても、どちらかが非があるみたいなことになると思うので、もし町側が問題のない予算執行だったということがわかった暁には、この訴訟を起こされた方に対して何らかの行動をするのか。例えば損害賠償とまでは言わないですが何かをされるのかどうかの確認、今すぐ言えるかどうかはわかりませんが、その辺だけ確認お願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） この問題についてはまだこれから口頭弁論が始まるわけですので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長(多田政拓君) 小笠原議員。

○3番(小笠原直治君) この手の問題について、極めて町民の中では色々な意見が出るだろうし、また、持っている方もいるだろうと思います。私は議会として、あるいは行政側をお願いをしていきたいのは、やはり訴訟というのは住民の権利ですから、その住民の権利が判断するのは司法の場で判断をするべきですから。司法の判断が出た結果、それに基づいて訴訟された人たちが、訴訟した人が不利益にならないような対応をしていかなければこれまた大変な問題にならざるを得ないと思いますので、その点はお互い議会も理事者側の皆さんにおきましては司法の判断が出た時にはしっかりと受け止めながら、やはり住民の訴訟の権利というものをしっかりと保障しながらいくという姿勢だけはしっかりと持っていたいただきたいと思いますし、色んな誹謗や中傷が出ないような形を双方が、議会も理事者側もとっていくべきだろうと思いますのでその点はよろしくお願いします。

[及川町長挙手]

○議長(多田政拓君) 町長どうぞ。

○町長(及川秀一郎君) 只今小笠原議員がおっしゃっていただいた司法の判断、そして住民が訴訟を起こした場合、その判決の結果がどうであれ不利益は被らないように、そういったことは基本的にそのとおりだと私も認識しています。ただ、弁護士に今回の事案を相談した際には、やはりご本人が不利益を被った事案ではなく、こういったケースは丸尾弁護士に相談してもなかなかないケースではないかと。ですからこういったないケースであるがために我々も役場としてもこういった形で訴えられたのは初めてのケースですから今後今回結果どうなるかはその後下されるわけですが、そういったことを受けてまた庁舎内でも弁護士を含めて今後の今回の事案ではなく、今後そういったことがあり得る今は時代だなということも含めてそういった意味での検討はしていかなければならないのかなと現時点では思っています。

○議長(多田政拓君) よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。
あ、失礼しました。なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に
討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を求めます。発言はあり
ませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のと
おり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本臨時会に付託された案件の審議はす
べて終了しました。会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼を申し上
げます。それでは令和5年第5回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様
でした。

閉会 午前10時34分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条
第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
